

新規大学等卒業予定者の募集をお願いします！



進学を機に地域外に転出した若者が、卒業後に新庄・最上地域で活躍できるよう、大卒等求人への提出を是非ご検討ください。

大卒等求人とは

大学院・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校・職業能力開発専門学校卒業予定者を対象とした求人をいいます。

《令和8年3月新規大学等卒業予定者の採用スケジュール》

ハローワークでは学校側と企業側の申し合わせを踏まえ、下記のとおり取り扱います。

ハローワークにおける就職・採用活動に係る取扱い	
求人への受理	2月1日以降
広報活動 ^(※1) の開始	3月1日以降
求人への公開	4月1日以降
大卒等卒業予定者に対する職業紹介 ^(※2)	6月1日以降
採用内定	10月1日以降

※1 広報活動

採用を目的として、業界情報、企業情報等を学生に対して広く発信していく活動。採用のための実質的な選考とならない活動。開始期日の起点は、自社の採用サイトや就職情報会社の運営するサイトで学生の登録を受け付けるプレエントリーの開始時点とする。

※2 一定の要件を満たしたインターンシップによる職業紹介について

「産学協議会が2022(令和4)年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップ(2週間以上)を通じて判断される者」を対象に、『(i)卒業・修了年度に入る直前の春休み以降のタイミングで、産学協議会が2022(令和4)年4月にまとめたタイプ3のうち専門活用型インターンシップを活用すること、かつ、(ii)インターンシップ後の採用選考を経ること』により、6月の採用選考開始時期にとらわれないこととする。(【参照先】https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184189_00002.html)

《求人申込みに係る留意点》

- ①求人申込みは、ハローワークインターネットサービスより求人者マイページから提出してください。
- ②ハローワークを利用して募集・採用選考を行う場合は、事業所を管轄するハローワークにて事業所登録・求人申込み手続きを行ってください。
(人事権が本社にある場合は、本社を管轄するハローワークでの受付となります。)
- ③職種ごとに1組ずつ作成してください。
- ④大卒等求人の有効期限は令和8年3月31日までです。なお、求人が充足した場合や内容に変更が生じた場合は、管轄ハローワークへ連絡してください。
- ⑤求人申込書には労働関係法令に準じた、正確で明確な求人条件を記載してください。
〔募集人数〕
新規学卒者を対象とした募集計画は、学生の就職先を決定する際の重要な情報です。慎重に採用計画を立てて求人申込みを行ってください。求人提出後の安易な募集の中止、募集人員の削減は行わないでください。
また、「高卒・大卒等どちらか1名」という記載での募集はできません。

〔青少年雇用情報の提供〕
若者雇用促進法に基づき、新卒者等であることを条件とした募集・求人申込みを行う場合は、職場情報の提供が必要となっています。求人申込書の「青少年雇用情報」欄を記入してください。
- ⑥その他、求人申込書の書き方については、別添リーフレット（『求人申込書（大卒等）の書き方のポイント』）をご覧ください。

《求人公開について》

受理した求人は4月1日以降ハローワークインターネットサービスにより学生に公開されます。全国に設置された新卒者を対象とした「新卒応援ハローワーク」では、各大学等と連携した就職支援を行っており、ハローワークへ来所した学生へ求人票を提供します。

《卒業後3年以内の既卒者は「新卒枠」での応募受付を》

厚生労働省では、若者の雇用機会確保と職場定着に関する指針として、「既卒者が卒業後少なくとも3年間は応募できるように努めること」を若者雇用促進法に基づいて定めています。

意欲・能力があるにも関わらず、在学中に就職先が決まらないまま卒業せざるを得なかった方に対しても新卒採用の門戸を開くことで、有望な既卒者を採用できる機会が広がります。

事業主の皆さまには、日頃より適切な若者の募集・採用にご協力いただいておりますが、募集においては、当指針に沿って、是非若者の雇用機会の拡大にご協力くださいますようお願いいたします。

《求人不受理について》

ハローワークでは、職業安定法に基づき、一定の労働関係法令違反があった事業所からの求人有一定期間受け付けできないものとしております。（※学卒求人だけではなく、一般求人についても受理できません。）

不受理要件等の詳細は別添リーフレットをご覧ください。

《ユースエール認定制度》



「ユースエール認定制度」は、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業を、厚生労働大臣が認定する制度です。

ユースエール認定を受けると、以下のようなメリットがあります。

①労働局・ハローワークが企業の情報発信をサポート

例：労働局発行のパンフレットなどに、県内優良中小企業として掲載

就職面接会の積極的なご案内と、ユースエール認定企業ブースでの学生との面談など

②企業のイメージがアップ

認定マークを商品・広告に付けることができアピールできます。

求人票にも認定マークが入り、若者が働きやすい企業を探すときの目印になります。

③公共調達における加点評価



新庄公共職業安定所（ハローワーク新庄）

求人・専門援助部門 学卒担当

TEL 0233-22-8609